



佐藤事務所通信

10

2025

No.166

Viewpoint 「社員の能力開発の目的」

- ・ 異例づくしとなった最低賃金の改定
- ・ インターン生のご紹介
- ・ 変更となる 19 歳以上 23 歳未満の健康保険の被扶養者要件
- ・ 10 月 1 日より創設される教育訓練休暇給付金
- ・ 9 月から始まったスマホ版マイナ保険証

Viewpoint

「社員の能力開発の目的」

1. 令和 7 年度最低賃金の引き上げ

2023 年、企業が労働者に最低限支払わなければならない最低賃金の全国平均の時給は、はじめて 1,000 円を超えて 1,004 円となりました。さらに厚生労働省の審議会は、2024 年度の最低賃金の全国平均を 50 円（約 5%）引き上げて 1,054 円とすることを取りまとめました。この上げ幅は過去最大でしたが、2025 年は 1,121 円となり 67 円増加。過去最大の引上げとなりました。さらに政府は 2020 年代に最低賃金を 1,500 円に引き上げる目標を掲げています。

また政府はインフレを背景に、物価高を上回る賃上げを企業に要請し、それに応えるよう大企業は 2024 年、実に 33 年ぶりに定期昇給とベースアップを合わせた 5.58% という高水準の賃上げを実施し、2025 年も平均 5.39% と 2 年連続で 5% を超える高水準を達成しました。この大手企業の賃上げブームに押され、いま中小企業の経営者から「賃上げ」について、私のところに多くのご相談が寄せられています。

というのも、中小企業は大手企業に比べて物価高による価格転嫁が遅れており、賃上げしたいけれど原資が足りないという状況に追い込まれている会社が多いのです。

このような経営者の悩みを解決する方法が、社員の能力を開発して業績を上げ、給料や賞与の原資を増やすことです。



2. 「時間粗利」を考える

では、どのようにして会社の業績を上げて、給料や賞与の原資を増やしていくのか、ですが、社員の能力を高めて「時間粗利＝粗利益÷総労働時間数」を上げていくことがポイントでしょう。

つまり「時間粗利」が高いほど、社員 1 人が 1 時間に稼ぐ粗利益が多いことです。

経営者は「粗利益」を増やすことよりも、「総労働時間」を減らすことに重きを置かれる方が多いです。それは「粗利益」を増やすことよりも、労度時間を減らす方が取り組みやすいからでしょう。

しかし、労働時間を減らすだけでは「時間粗利」を上げていくことは限界があります。

「時間粗利」を上げるためには、現場の社員は業務効率を上げるだけでなく、粗利益を増やす取り組みをする必要があります。

全社員の仕事をする能力を高めて「時間粗利」を増やしていく、最低賃金 1,500 円をまかなうためには「時間粗利」を約 4,800 円にする必要があります。要は、全社員で時間当たりの付加価値を増やす努力が必要になります。

「時間粗利」を指標にすることで、社員の意識が変わり、能力が開発され、1 人ひとりの社員が知恵を出して楽しくワクワク仕事をし、業績が上がった結果、さらに社員の賃金が上がるといって経営の好循環が始まるのではないのでしょうか。

【安藤 貴裕】

インターン生のご紹介

弊所では、代表の安藤を通じ社会貢献活動の一環として、学生さんが社会に出る前に、業界・企業・職種理解を深めることで、自ら、自身のキャリア形成を考える場を設け、実習・研修的な就業体験を行うインターン生を10月より1か月間受け入れました。

そこで今回は、星薬科大学で学ばれているインターン生の山崎さん、佐藤さん、お二人をインタビュー形式でご紹介させていただきます。

Q1 まずは簡単に自己紹介をお願い致します!

山崎さん：星薬科大学薬学部創薬科学科3年の山崎です。毒性学研究室に在籍し、研究テーマは「抗がん剤を投与した時に、皮膚にどのような副作用が生じるのか」について日々研究しています。

佐藤さん：同じく星薬科大学薬学部創薬科学科3年の佐藤です。研究内容は「和牛に食中毒の原因となる病原菌が含まれているかどうか検査分析を行う研究」をしています。

Q2 インターン先が複数あったかと思いますが、なぜ社労士事務所を選ばれたのですか?

山崎さん：3、4つ候補があって、IT系、薬品系、そして佐藤事務所がありましたが、他のインターン先よりも興味があったためです。

佐藤さん：山崎さんと似ていますが、私はインターン先を選ぶ前に、(代表の)安藤さんが大学で話してくれた時に「人を大切にする、誰かの役に立つこと」に対して共感を持てたからです。

Q3 10月から半月が経ちましたが、社労士事務所の印象を教えてください!

山崎さん：安藤さんからアットホームであることを聞いていましたが、ほんとにアットホームでみなさん優しさに溢れていて、穏やかな印象を持ちました。

佐藤さん：みなさん日々の仕事で忙しくて、投げやりにされてしまうのかなと思っていましたが、資料などもたくさん用意してくれて、丁寧に教えてくれたのでうれしかったです。

Q4 今回のインターンで成長できたことや、学べたこと、印象に残ったことはありますか?

山崎さん：マイナンバーって何のためにあるのか分からなかったけれど、パスポートの申請ができたり、健康保険証と繋がったりして、使い方が広がっていることを知りました。また、出産手当金などの給付金があることを知らなかったので、同い年の若い人たちにも、もっと知ってもらいたい、そうすれば少子高齢化も少し変っていくのではないかなと思いました。

佐藤さん：アルバイトで給与明細をより気にするようになったり、求人票も良いことを書いても、書いてしまったらそれが労働条件と見て取れてしまうし、悪いこと書いても人は来ないので、求人票に何を載せれば良いか、取捨選択しなくてはならなくて難しいんだなと思いました。

Q5 最後にお二人の今後の目標や夢を教えてください!!

山崎さん：私は動物(全種類)の役に立ちたいです。中学生の頃から動物に興味を持っていて、薬学部に入る前までは、動物の薬を作りたいと考えていましたが、今は森林保護など少しでも動物に係ることに興味を持っています。動物の殺処分もなくしたいですし、最近熊が人を襲うニュースを見ますが、殺処分以外に他の方法がないか考えたりします。

佐藤さん：私と同じようにアレルギーで苦しんでいる人たちに対して役に立ちたくて薬学部に入りましたが、アレルギー以外でも、私と同じようなことで悩んでいる人たちに対して役に立ちたいです。

現在はお二人とも大学院を目指しているようですが、就職したとき、社会に出たときに、今回のインターンの経験がどこかで役に立てたら何よりです。残りあと少しですが、最後まで宜しくお願い致します!!

変更となる19歳以上23歳未満の健康保険の被扶養者要件

健康保険では、被保険者である従業員が病気やけがをしたとき、亡くなったとき、出産したときに保険給付が行われます。また、一定の要件を満たした従業員の家族（被扶養者に限る）の病気・けが・死亡・出産についても保険給付が行われます。今回、10月から扶養の認定を受けることができる家族の要件の一部が変更になることから、以下ではその変更点を確認します。

変更の背景

2025年度の税制改正では、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の親族等を扶養する場合の特定扶養控除の要件の見直し等が行われました。

これを踏まえ、健康保険の被扶養者としての認定を受ける家族が19歳以上23歳未満である場合の年間の収入要件についても税制改正に合わせる形で変更されることになりました。

年間の収入要件の変更内容

家族が被扶養者となる要件の一つに、年間の収入要件があります。2025年9月30日までは、年間の収入が130万円未満（60歳以上または一定の障害者は180万円未満）が要件です。

この130万円未満という要件について、扶養の認定を受ける日が2025年10月1日以降であり、扶養の認定を受ける家族が19歳以上23歳未満の場合は、150万円未満に変更されます。

なお、ここでいう「家族」には、19歳以上23歳未満である従業員の配偶者は含まれません。また、年間の収入要件以外の要件に変更はありません。

年齢要件の判定

変更となる「19歳以上23歳未満」という年齢は、扶養の認定を受ける日が属する年の12月31日時点の年齢で判定されます。

例えば、扶養の認定を受ける家族が2026年11月に19歳の誕生日を迎える場合には、2026年（1月1日～12月31日の暦年）における年間の収入要件は150万円未満となります。反対に、2026年11月に23歳の誕生日を迎える場合には、2026年（1月1日～12月31日の暦年）における年間の収入要件は130万円未満となります。

年齢の判定は民法の期間に関する規定を準用することとされており、年齢は誕生日の前日において加算されます。そのため、1月1日が誕生日の人は、12月31日に年齢が加算されることに注意が必要です。

所得税は一定の通勤手当や食事手当が非課税扱いとなるといった取扱いがありますが、健康保険の収入にはこれらも含めることになります。このように所得税と社会保険（健康保険）では、取扱いに細かな違いがあるため、従業員が誤った認識を持たないように通知文を出すなど注意喚起が必要になります。

異例づくしとなった最低賃金の改定

最低賃金の種類と改定時期

賃金額は本来、労使で自由に決めることができるものですが、「最低賃金」として企業が従業員に最低限支払うべき額が定められています。

この最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に従事する労働者を対象に定められた「特定（産業別）最低賃金」の2種類があり、「地域別最低賃金」は、例年10月頃に効力が発生（発効）することとされていました。しかし、2025年度については、発効日を見ると11月や12月の発効、さらには2026年3月発効の県も出てきており、異例の事態になっています。

2025年度の地域別最低賃金

厚生労働省は地域別最低賃金額の改定の目安額を都道府県ごとにA～Cランクに分けて示しています。

2025年度に示された目安額はAランク63円、Bランク63円、Cランク64円とされていましたが、都道府県労働局での審議の結果、地域別最低賃金が相対的に低い県を中心に、大幅な引上げがされることになりました。なお、地域別最低賃金額と発効日は官報に公示されて正式な決定となります。昨年以上の大幅な引上げとなっていますので、早めに、助成金制度の活用などの対策を検討するとよいでしょう。

表 2025年度の地域別最低賃金（単位：円）

都道府県	最低賃金時間額		目安	引上額	発効年月日	都道府県	最低賃金時間額		目安	引上額	発効年月日
	改定前	改定後					改定前	改定後			
北海道	1,010	1,075	B	65	2025年10月4日	滋賀	1,017	1,080	B	63	2025年10月5日
青森	953	1,029	C	76	2025年11月21日	京都	1,058	1,122	B	64	2025年11月21日
岩手	952	1,031	C	79	2025年12月1日	大阪	1,114	1,177	A	63	2025年10月16日
宮城	973	1,038	B	65	2025年10月4日	兵庫	1,052	1,116	B	64	2025年10月4日
秋田	951	1,031	C	80	2026年3月31日	奈良	986	1,051	B	65	2025年11月16日
山形	955	1,032	C	77	2025年12月23日	和歌山	980	1,045	B	65	2025年11月1日
福島	955	1,033	B	78	2026年1月1日	鳥取	957	1,030	C	73	2025年10月4日
茨城	1,005	1,074	B	69	2025年10月12日	島根	962	1,033	B	71	2025年11月17日
栃木	1,004	1,068	B	64	2025年10月1日	岡山	982	1,047	B	65	2025年12月1日
群馬	985	1,063	B	78	2026年3月1日	広島	1,020	1,085	B	65	2025年11月1日
埼玉	1,078	1,141	A	63	2025年11月1日	山口	979	1,043	B	64	2025年10月16日
千葉	1,076	1,140	A	64	2025年10月3日	徳島	980	1,046	B	66	2026年1月1日
東京	1,163	1,226	A	63	2025年10月3日	香川	970	1,036	B	66	2025年10月18日
神奈川	1,162	1,225	A	63	2025年10月4日	愛媛	956	1,033	B	77	2025年12月1日
新潟	985	1,050	B	65	2025年10月2日	高知	952	1,023	C	71	2025年12月1日
富山	998	1,062	B	64	2025年10月12日	福岡	992	1,057	B	65	2025年11月16日
石川	984	1,054	B	70	2025年10月8日	佐賀	956	1,030	C	74	2025年11月21日
福井	984	1,053	B	69	2025年10月8日	長崎	953	1,031	C	78	2025年12月1日
山梨	988	1,052	B	64	2025年12月1日	熊本	952	1,034	C	82	2026年1月1日
長野	998	1,061	B	63	2025年10月3日	大分	954	1,035	C	81	2026年1月1日
岐阜	1,001	1,065	B	64	2025年10月18日	宮崎	952	1,023	C	71	2025年11月16日
静岡	1,034	1,097	B	63	2025年11月1日	鹿児島	953	1,026	C	73	2025年11月1日
愛知	1,077	1,140	A	63	2025年10月18日	沖縄	952	1,023	C	71	2025年12月1日
三重	1,023	1,087	B	64	2025年11月21日						

※2025年9月5日時点の答申状況です。

10月1日より創設される 教育訓練休暇給付金

2025年10月1日より雇用保険の教育訓練休暇給付金の制度が新たに始まります。以下ではその概要を解説します。

教育訓練休暇給付金とは

教育訓練休暇給付金は、従業員が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合に、基本手当に相当する給付として賃金の一定割合を支給するもので、訓練・休暇期間中の生活費を保障することを目的とした制度です。

この教育訓練休暇給付金の支給対象となる休暇は、以下の①～③のすべての要件を満たしたものです。

- ① 就業規則等に規定された休暇制度に基づく休暇
- ② 従業員本人が教育訓練を受講するため自発的に取得することを希望し、会社の承認を得て取得する30日以上は無給の休暇
- ③ 次に定める教育訓練等を受けるための休暇
 - ・ 学校教育法に基づく大学、大学院、短大、専修学校または各種学校が提供する教育訓練等
 - ・ 教育訓練給付金の指定講座を有する法人等が提供する教育訓練等
 - ・ 職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの（語学留学など）

給付金の対象となる従業員

支給対象となる従業員は、休暇開始前2年間に12ヶ月以上の雇用保険の被保険者期間があり、休暇開始前に5年以上、雇用保険に加

入していた期間がある人です。なお、過去に基本手当等を受給していた場合、通算できない期間が生じる等の注意点があります。

給付額と給付日数

給付額は基本手当に相当するものであり、原則として休暇開始日前6ヶ月の賃金に応じて算定される賃金日額を基に、給付日額が算定されます。その上で、給付日額に、休暇日数を乗じて給付額が算出されます。休暇日数の上限は、雇用保険に加入していた期間に応じて、以下の日数になります。

加入期間	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

活用事例

厚生労働省発行のリーフレット「教育訓練休暇給付金のご案内」では、以下のものが活用例として紹介されています。

- ・ 外国企業とのコミュニケーションが必要となる部署への異動を想定し、語学の習得に専念するため教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用する
- ・ IT企業で勤務している労働者が、上位資格の取得のため、教育訓練休暇を取得し、その際に教育訓練休暇給付金を活用する

教育訓練休暇給付金は、会社に教育訓練休暇の制度が設けられていることが前提となります。従業員が制度を利用したいと申し出る可能性があるため、制度の内容と、自社の制度として創設するかを検討しておきましょう。



あなたのスマホが健康保険証に！ 9月から始まったスマホ版マイナ保険証

2025年9月中旬より、スマートフォンでマイナ保険証が利用できるようになりました。登録や本人確認もスマホ画面で完結し、従来の保険証を持ち歩く必要がなくなります。



現在の健康保険証の扱いは？

2024年12月2日以降、新しい健康保険証の発行は終了しています。既存の保険証は、今年の12月1日まで、引き続き使用可能です。なお、マイナ保険証を未取得の方には、今年の7月より順次、「資格確認書」が送付されております。

マイナ保険証（スマホ版）を使うには？

<事前に準備するもの>

- ◆ 実物のマイナンバーカード
- ◆ 最新のマイナポータルアプリ
- ◆ 券面入力用暗証番号（数字4桁）※iPhoneのみ
- ◆ 署名用パスワード（英数字6～16文字）

ステップ1 健康保険証の利用登録

スマートフォンからマイナポータルにログインして、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録をします。※スマホにマイナポータルアプリをインストールする必要があります。

ステップ2 マイナンバーカードをスマートフォンに追加する

最新のマイナポータルアプリから、スマートフォンのマイナンバーカードの利用申請・登録を行います。※AndroidとiPhoneの場合で登録手順が異なります。

医療機関・薬局での利用手順

対応医療機関・薬局の受付に設置されている顔認証付きカードリーダーを操作して本人認証を行った後、スマホを汎用カードリーダーにかざします。



? よくある質問 (Q&A)

実物のマイナンバーカードはスマホに利用登録後も使えますか？	実物のマイナンバーカードも引き続き使用可能です。初診時は実物のマイナンバーカードも持参したほうが安心です。
スマホ保険証は全ての医療機関・薬局で使えますか？	機器の準備が整った医療機関・薬局のみです。利用できる医療機関・薬局は今後、厚労省HP等で周知される予定です。
子どものマイナンバーカードを親のスマホに登録できますか？	1台のスマホには一人のマイナンバーカードしか登録できません。また、15歳未満はスマホ保険証を利用できません。
マイナンバーカードの本体及び電子証明書の有効期限が切れたら？	カード本体及び電子証明書の有効期限と連動してスマホ保険証の利用も無効になります。更新後、再登録が必要です。
スマホを機種変更したら？	古いスマホのマイナンバーカードの登録を削除してから、新しいスマホへの登録が必要になります。
スマホを紛失したら？	マイナンバー総合フリーダイヤル（24時間365日対応）へ電話し、一時利用停止してください。

報道などによれば、スマホにマイナンバーカードの利用登録をしないまま、スマホしか持たずに来院して保険適用が受けられないケースもあるようです。医療機関側の混乱も予想されるため、しばらくは実物のマイナンバーカードも持参することを推奨いたします。（河合）